

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
総務部
部長 山田 美之

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する事業者向け対応指針」について
(会員周知願い)

「障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律」により、同法に規定する対象事業者は、障害を理由とする差別の禁止に関し適切に対応することが求められております。

総務省により、同省所管事業分野における事業者向け対応指針が策定され、本会、各単位会、行政書士及び行政書士法人も対象となっていることから、別紙のとおり周知依頼がございましたので、各単位会におかれましては、所属会員に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。
ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<別紙>

- ・「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」(平成28年3月29日付・事務連絡 総務省自治行政局行政課)
- ・「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」